



プレミアムラウンジ「利用規約」



この利用規約は、阪神タイガース及び阪神甲子園球場（以下まとめて「阪神」といいます。）とプレミアムラウンジを利用する権利（以下「プレミアムラウンジ利用権」といいます。）をご利用いただくすべての方の間において適用される契約約款です。

1. プレミアムラウンジの販売契約（以下「権利売買契約」といいます。）の申し込みにあたっては、この利用規約及び阪神タイガース阪神甲子園球場年間予約席利用規約（以下「年間予約席利用規約」といいます。）を承諾するものとします。
2. プレミアムラウンジ利用権は、1シーズンの間、阪神甲子園球場で開催される阪神タイガース主催の公式戦のうち阪神が指定する試合（以下「試合」といいます。）の開催時において、阪神が指定する場所（プレミアムラウンジ）を利用できる法律上の地位ないし資格（権利）です。なお、サービス内容は阪神が定めます。また、プレミアムラウンジ利用権は、年間予約席利用規約に定められている年間予約席鑑賞権に付随する権利であるため、年間予約席鑑賞権と同時に行使されるものとするほか、年間予約席鑑賞権が失効した場合又は発生しなかった場合は、プレミアムラウンジ利用権も当然に失効し、又は発生しないものとします。
3. 権利売買契約は、プレミアムラウンジ利用権購入希望者（以下「購入希望者」といいます。）から阪神に対する阪神が指定した書面による購入申し込みと阪神の承諾によって成立するものとします。なお、購入希望者において過去にこの利用規約を遵守いただけなかったなど一定の事由がある場合、阪神は当該購入希望者からの購入申し込みを承諾しません。また阪神は、請求書（振込依頼書）を購入希望者に発送することで、購入申し込みを承諾するものとします。
4. 権利売買契約が成立した場合、購入希望者は阪神に対し、阪神が指定する料金（プレミアムラウンジを利用できる法律上の地位ないし資格（権利）の対価）を阪神が指定する期間内に所定の方式にて納入しなければならないものとします。また、購入希望者が所定の期間内に所定の料金納入手続を行わなかった場合、購入希望者・阪神間の権利売買契約は遡及的に失効するものとします。
5. 購入希望者又は前項に定める料金を納入した購入希望者（以下「プレミアムラウンジ利用権購入者」といいます。）は、第3項に定める申込後、阪神に対して当該申込みの撤回、権利売買契約の解除、料金の払い戻し請求等を一切することができません（ただし、購入希望者又はプレミアムラウンジ利用権購入者に法定解除権が発生している場合を除きます）。プレミアムラウンジ利用権購入者が阪神に対してプレミアムラウンジ利用権の放棄を申し出た場合又は重大な規約違反行為を行った場合、当該プレミアムラウンジ利用権は将来に向けて失効するものとします。この場合、阪神は失効したプレミアムラウンジ利用権に関する料金の払戻義務を負担せず、この点についてプレミアムラウンジ利用権購入者は予め確認ないし承諾します。
6. プレミアムラウンジを利用する権利は、阪神がプレミアムラウンジ利用権購入者に対して1シーズン毎に権利販売するものであり、次年度の権利販売を予約又は保証するものではありません。
7. プレミアムラウンジへの入場は、プレミアムラウンジ利用権購入者に対して発行されている、各試合日ごとに阪神が指定する年間予約席入場券の一部（入場券冊子のうち当該試合に対応する紙片部分又はオーナーズサイト上に表示された電子チケット。以下「入場券部分」といいます。）が必要となります。当該試合に対応する有効な入場券部分をお持ちでない場合は、いかなる理由においても、ご入場いただくことはできません。
8. 阪神は、プレミアムラウンジ利用権購入者に対し、プレミアムラウンジ利用権の全部又は一部、及びプレミアムラウンジ利用に付随する特典（権利、物品）を、第三者へ営利目的で転売することを禁じます。もしプレミアムラウンジ利用権購入者が上記禁止行為を行った場合、重大な規約違反として、当該違反者が取得した年間予約席鑑賞権及びプレミアムラウンジ利用権は将来に向けて失効する場合があります。この場合、阪神は失効した権利に関する料金の払戻義務を負担せず、この点についてプレミアムラウンジ利用権者は予め確認ないし承諾します。なお、チケットショップやインターネットオークションなどを利用した不特定多数への転売行為については、第三者への営利目的の転売行為とみなします。
9. 阪神は、合理的な理由がある場合には、この利用規約を、その目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。なお、この利用規約の変更には、変更後の規約の内容と適用開始日を、インターネット等相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
10. その他プレミアムラウンジ利用については、別途阪神が定め、阪神から発出する当年度の「プレミアムラウンジについてのご案内」等のご案内が適用になります。また、この利用規約に定めがない場合には、年間予約席利用規約の定めによるものとします。

2024年7月改定